

令和2年2月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和元年度2月総会を日置市役所吹上支所2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

- 議案第55号 農業振興地域整備計画変更審議について (1件)
議案第56号 農地法第3条許可申請書審議について (15件)
議案第57号 農地転用事業計画変更申請書審議について (1件)
議案第58号 農地法第5条許可申請書審議について (4件)
議案第59号 農用地利用集積計画審議について (108件)
議案第60号 農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議について

〈 出席委員 〉 (19人)

- | | | |
|-------------------|-----------|------------|
| 1番 馬場 恵三郎 (会長・議長) | 2番 田原 嘉治 | 3番 楠 眞憲 |
| 4番 重水 賢治 | 5番 日高 格一 | 6番 池田 澄弘 |
| 7番 野元 政博 | 8番 横山 義晴 | 9番 迫 千穂子 |
| 10番 末永 義弘 | 11番 馬場 五男 | 12番 久木田 洋子 |
| 13番 東 芳男 | 14番 今村 壽久 | 15番 山口 義廣 |
| 16番 奥 和俊 | 17番 濱村 義美 | 18番 池畑 正治 |
| 19番 今屋 政市 | | |

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 20番 南 宏機 | 21番 <欠員> | 22番 東峯 満 | 23番 松崎 秀樹 |
| 24番 本村 敏英 | 25番 松崎 弘安 | 26番 瀧聞 隆男 | 27番 山下 浩二 |
| 28番 鳩野 哲盛 | 29番 檜物 茂広 | 30番 有馬 修一 | 31番 上野 勉 |
| 32番 肥後 博 | 33番 西園 賢一郎 | 34番 永野 彰一 | |

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

- | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 上之原 誠 | 次長兼農業振興係長 | 東 浩文 |
| 農地調整係長 | 元山 敏志 | 農業振興係 | 内 智富美 |

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和元年度2月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、13番「東 芳男」委員と、14番「今村 壽久」委員を指名させていただきます。
次に、日程第2、議案第55号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は除外です。
説明を終わります。ご審議よろしくお祈いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 10番 議案第55号の番号1について報告いたします。
令和2年2月25日、私と伊集院地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。変更相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、議案第55号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり変更することが相当であることに、賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第55号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へその旨答申します。
次に、日程第3、議案第56号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
まず、議事参与制限の案件を先に審議いたします。
重水委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 4番 [退席]
- 事務局 事務局の説明を求めます。
資料の3頁をご覧ください。1件です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,010㎡、作物はオリーブです。
以上、計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しな

いので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第56号の番号2について報告いたします。

令和2年2月23日、私と副の池田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第56号農地法第3条許可申請書審議の重水委員関係の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第56号農地法第3条許可申請書審議の重水委員関係の案件について許可することに決定しました。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 次に、東委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の4頁をご覧ください。1件です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は149,362㎡、作物は甘藷です。

以上、計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

17番 議案第56号の番号11について報告いたします。

令和2年2月24日、私と副の上野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第56号農地法第3条許可申請書審議の東委員関係の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第56号農地法第3条許可申請書審議の東委員関係の案件について許可することに決定しました。

東委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 議事参与制限の案件が済みましたので、その他の案件を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁から4頁をご覧ください。13件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,046㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,088㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,049㎡、作物は水稻です。

番号5と番号6の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,379㎡、作物は水稻、甘藷です。

番号7と番号8の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,282㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は405㎡、作物は野菜です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は594㎡、作物は梅です。

番号12と番号13の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は292,840㎡、作物は茶です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は33,665㎡、作物は甘藷です。

番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は735㎡、作物は野菜です。

以上、計13件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第56号の番号1について報告いたします。

令和2年2月21日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第56号の番号3について報告いたします。

令和2年2月21日、私と副の野元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第56号の番号4について報告いたします。

令和2年2月20日、私と副の横山委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第56号の番号5と番号6は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。

令和2年2月22日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第56号の番号7と番号8は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。

令和2年2月25日、私と副の久木田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第56号の番号9について報告いたします。

令和2年2月20日、私と副の重水委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第56号の番号10について報告いたします。

令和2年2月20日、私と副の重水委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第56号の番号12と番号13は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。

令和2年2月24日、私と副の上野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第56号の番号14について報告いたします。

令和2年2月22日、私と副の田原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第56号の番号15について報告いたします。

令和2年2月22日、私と副の田原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第56号農地法第3条許可申請書審議の議事参与制限以外のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第56号農地法第3条許可申請書審議の議事参与制限以外のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第57号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。

なお、日程第5、議案第58号農地法第5条許可申請書審議の番号2は関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料について、転用事業計画変更申請は21頁、農地法第5条許可申請は23頁、番号2です。それでは、21頁により説明させていただきます。

本申請は、平成27年7月24日付け指令日農委第5号30で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初計画者は県外に滞在期間が長く着工出来なかったため、計画を断念したが、事業承継者が当該事業用地として利用することとなったため、今回事業計画変更申請の承認及び農地法第5条申請の許可を得ようとするもので、権利種別は所有権移転です。

以上、計2件、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

11番 議案第57号の番号1、議案第58号の番号2については、一括して報告いたします。

令和2年2月22日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。承認相当と許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第57号農地転用事業計画変更申請書審議の案件について承認し、関連する議案第58号農地法第5条許可申請書審議の番号2の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第57号農地転用事業計画変更申請書審議の案件について承認し、関連する議案第58号農地法第5条許可申請書審議の番号2の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第58号農地法第5条許可申請書審議の番号2以外の案件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の23頁をご覧ください。3件です。

番号1の転用目的は、庭敷地、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、宅地造成、権利種別は所有権移転です。

なお、番号1は、転用済みのため、始末書が付いています。

以上、計3件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

9番 議案第58号の番号1について報告いたします。

令和2年2月21日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第58号の番号3について報告いたします。

令和2年2月22日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第58号の番号4について報告いたします。

令和2年2月20日、私と副の重水委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第58号農地法第5条許可申請書審議の番号2以外の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第58号農地法第5条許可申請書審議の番号2以外の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第59号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長 奥委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

16番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 29頁の番号1、番号2です。貸借です。

面積について、田は2,501㎡、畑はなし、計2,501㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第59号農用地利用集積計画審議の奥委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第59号農用地利用集積計画審議の奥委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

奥委員に着席の連絡をしてください。

16番 [着席]

会長 次に、山口委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

15番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 30頁の番号3、番号4です。貸借です。

面積について、田は771㎡、畑は1,372㎡、計2,143㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第59号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第59号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

15番 [着席]

会長 次に、東委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34頁の番号21から番号25です。貸借です。

これにつきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は4,161㎡、畑は4,425㎡、計8,586㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は5件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第59号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第59号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、濱村委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34頁から40頁の番号26から番号58です。貸借です。
これにつきましては、濱村委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。
面積について、田は3,772㎡、畑は33,581㎡、計37,353㎡、うち再設定面積は18,197㎡、利用権設定件数は33件、うち再設定件数は14件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第59号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第59号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。
濱村委員に着席の連絡をしてください。

17番 〔着席〕

会長 次に、横山委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分として45頁の番号1から番号3です。貸借です。
これにつきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。
面積について、田は1,813㎡、畑は1,609㎡、計3,422㎡、利用権設定件数は3件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第59号農用地利用集積計画審議の横山委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第59号農用地利用集積計画審議の横山委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。
横山委員に着席の連絡をしてください。

8番 〔着席〕

会長 議事参与制限等の案件が済みしましたので、その他の案件を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の28頁です。
面積について、田はなし、畑は965㎡、計965㎡、利用権設定件数は1件です。
次に、貸借について説明いたします。資料の29頁から44頁です。
面積について、田は30,896㎡、畑16,600㎡、計47,496㎡、うち再設定面積は27,737㎡、利用権設定件数は42件、うち再設定件数は27件です。
その他、農地中間管理機構分について説明いたします。

資料の45頁から49頁です。

面積について、田は2,933㎡、畑は21,139㎡、計24,072㎡、利用権設定件数は20件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第59号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第59号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第7、議案第60号農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の50頁から51頁をご覧ください。

地域ごとに検討していただいた結果を1月17日に地域代表の方々と協議し、1月28日の総会時に皆様に確認していただいた内容となっております。

農作業標準賃金表の一般農作業最低賃金は、鹿児島県最低賃金の改定による変更で、その他の項目には、消費税増税に伴い2パーセントを上乗せしております。

農地の賃借料情報は、地域毎に賃借料を設定してあります。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第60号農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第60号農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議の案件について、原案のとおり決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理申し上げます。

2番 令和元年度2月総会を閉会します。

(閉会 10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長 (印)

13番 (印)

14番 (印)